

燃えるごみ

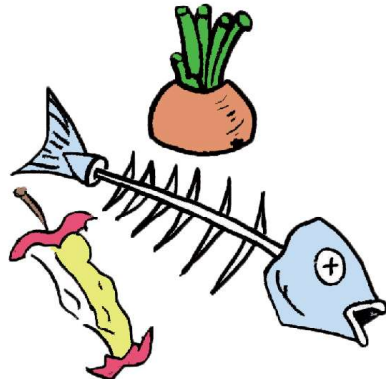
燃えるごみの目安

「燃えるごみ」とは、主に田辺市ごみ焼却施設で燃やすことで衛生的に処理することができるごみです。燃えるごみに該当するものには、台所の生ごみ、草や小枝、布類、ティッシュペーパーや紙おむつなどが挙げられます。「燃えるごみ専用袋」で出してください。

対象品目一例

■生ごみ

十分に水切りをしてください。(各種生ごみ処理機器等により堆肥化することもできます。生ごみ処理機器の購入補助制度があります。)



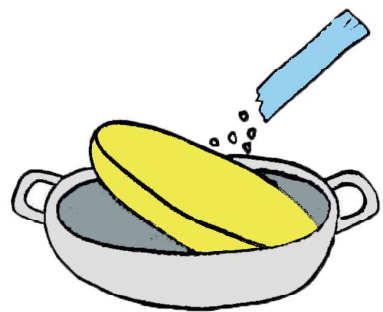
■衣類

ファスナーやボタンはできるだけ取り外してください。



■天ぷら油等

新聞紙などに染み込ませるか固形状にしてください。

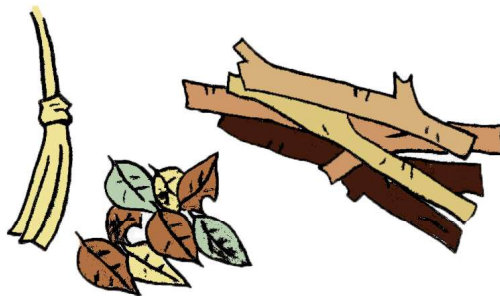


■紙おむつ

汚物を取り除いてください。(汚物はトイレで処理してください。)



■せん^{せん}剪定枝等



注意点

◇新聞(広告)、雑誌・雑紙、段ボールは、リサイクルにご協力ください。(資源類拠点回収 11 ページ参照)